

令和8年度 地域間経済交流事業

ドイツ・NRW 州 ハンズオン支援プログラム

募集要項

募集締切 令和8年7月31日(金)17:00

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 販路・海外展開支援課

【問い合わせ先】

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

地域間経済交流事業 担当

(メールアドレス) nrw-program@tokyo-kosha.or.jp

(電話番号) 03-5822-7241

1. 事業の概要

「地域間経済交流事業」（以下「本事業」という。）は、東京都と海外都市による中小企業支援に関する覚書に基づく、相手都市・地域が持つネットワークを活用した都内中小企業の海外展開支援です。なお、事業の運営は公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が行います。

この一環として募集を行う「ドイツ・NRW州 ハンズオン支援プログラム」（以下「本プログラム」という。）では、東京都がドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州（以下「NRW州」という。）と締結した「中小企業の相互支援におけるより緊密な協力に関する覚書」に基づき、拠点設立等に係る課題やニーズに応じた支援を個社毎にカスタマイズして提供します。

<具体的な支援内容>

- ・欧州最大級の経済圏であるドイツ・NRW州を拠点として欧州全体に事業展開するために必要な、公社ならではのネットワークの構築（現地自治体・行政機関・支援機関等から提供される各種優遇情報等の提供）
- ・公社ナビゲータのハンズオン支援の実施（インセンティブを有するNRW州内のコミュニティへの取次やオンラインミーティングの実施、市場調査や現地企業へのアプローチのサポート、拠点設置戦略策定支援等進出にかかる多角的なアドバイス）
- ・公社が推薦する現地事情に精通した専門家（サポーター）による、拠点設立や事業基盤・生活基盤構築に向けた支援（法務（弁護士）・税務会計（会計士）・人材・人事・国際認証・ビザ取得・市場調査等）
- ・英語版のショートムービーの制作（1分～1分30分程度）

ドイツ・NRW州の魅力

ドイツ・NRW州はヨーロッパの中心に位置し、欧州への事業展開が期待できるドイツの一大経済地域です。

州内には、外国企業が多数進出し、各国そして特に日本の企業の商習慣や文化への理解が深いパートナーが多く所在する州都デュッセルドルフ市、州内最大都市で自動車産業、メディア・エンタメ産業や食品産業などが活発なケルン市、ハイテク産業やアーヘン工科大学をはじめとした研究機関・大学と企業の連携が盛んなアーヘン市、ドイツ屈指のエネルギー企業、化学会社、ライフサイエンス企業が点在するエッセン市、大学を中心とするネットワークが発達し、ライフサイエンスやサイバーセキュリティ分野に力を入れているボーフム市、化学およびハイテク産業が活発なクレーフェルト市、海外企業と地元企業とのマッチング支援に積極的で、金属および化学産業などが盛んなライン・ノイス地域連合、鉄鋼からイノベーションシティへ、スタートアップへの支援が活発なドルトムント市など、特色ある都市・地域が存在します。

近隣の国際空港からのアクセスの良さを生かし様々な展示会が開催され、多様な産業の存在から幅広い産業・業種の中小企業が事業展開できる可能性を持ち、州政府・各都市・地域が積極的に現地企業とのビジネスマッチング支援や会社設立支援などの各種支援を提供しています。

2. プログラム内容

(1) 支援対象

ドイツ・NRW州への拠点設立に向けた諸展開(業務技術提携、研究開発、現地パートナー企業発掘等)を目指す都内中小企業者

※本事業では、中小企業の要件を満たすが、大企業が実質的に経営に参画する、いわゆる「みなし大企業」も支援の対象としております。みなし大企業とは、次に掲げる事項に該当する場合をいい、大企業の子会社も対象となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

※詳細は本募集要項の3項「応募資格」をご参照ください。

(2) 支援企業数

10社以内

(3) 支援内容

本プログラムは、ナビゲータによるサポートの下、ドイツ・NRW州の公的支援機関や日系コミュニティ、専門家など、ドイツ・NRW州が持つネットワークを活用し、支援企業の目標や課題に応じた最適な現地パートナー*とマッチングを図ることで、支援企業の現地への進出等を支援します。

※現地パートナーの一例は3ページのとおりです。

① キックオフ・交流会

キックオフ・交流会として、支援企業同士の顔合わせを行い、各社の知見/経験を共有し、横のつながりを形成するとともに、ドイツやヨーロッパ展開に向けた情報を共有・交換できる場を設定します。

② ナビゲータによるハンズオン支援の開始

本プログラム期間中、中小企業の海外展開支援経験が豊富なナビゲータが企業ごとに担当し、定期的に個別ミーティングの機会を設定します。

初回の個別ミーティングでは、各社が抱える経営課題をヒアリングしながらプログラムの活用方法、プログラム期間中の目標を設定します。また、定期的な個別ミーティングでは、ドイツ・NRW州におけるマッチングに係る適宜助言、商談資料のレビュー等を行います。また、現地機関や企業に向けて製品やサービスを効果的にアピールするため、英語によるプレゼン動画(ショートムービー)作成し、弊社ウェブサイトにて情報発信します。

※昨年度プレゼン動画

https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/economic_exchange/NRW_company.html

③ 専門家(サポーター)への個別相談

公社が推薦する現地事情に精通した専門家(サポーター)による支援を行います。

※初回費用は公社が負担します。

④ 現地渡航（以下を組み合わせアレンジを行う予定です）

1. 共通プログラム（現地行政機関等を中心としたネットワーキング、現地企業・大学研究機関等訪問）
2. 個社別プログラム（採択企業の希望に合わせた訪問、ナビゲータと共にアポイントを取得した現地パートナー候補の訪問、専門家（サポーター）との面談）

※現地渡航については、現地情勢等、諸般の事情の変化により、開催形式が変更となる可能性があります。

⑤ フォローアップ

引き続き継続支援を行います。拠点設置が具体化している企業には手続き等のサポートを行います。

<連携を行う主な現地パートナーのご紹介>

本プログラムでは、以下の現地パートナーと連携し、支援企業のドイツ・NRW州への展開を支援します（以下は一例です。また今後、変更の可能性があります。）。

<p>NRW.Global Business</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ・NRW州への事業展開・現地進出を支援する州の貿易投資振興公社 ・ 日本語でのサポートが可能な日本拠点(株式会社エヌ・アール・ダブリュージャパン（英語名：NRW Japan K. K.))を有し、約 30 年にわたり日本企業のドイツ・NRW 州への進出をサポート
<p>NRW 州 各都市・地域 経済振興公社 (アーヘン市/ボーフム市/ デュッセルドルフ市/ エッセン市/ケルン市/ クレーフェルト市/ドルトム ント市/ライン・ノイス地域 連合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NRW州各都市・地域の経済振興公社も支援企業の展開を強力にサポート ・ 都市・地域によっては日本語による対応窓口も設置 ・ 各都市・地域の経済振興公社からそのエリアに関するマーケット情報や企業情報、現地進出にあたっての物件情報や専門家の紹介等も可能 <p>https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/economic_exchange/NRW.html</p>
<p>現地日系コミュニティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ デュッセルドルフ日本商工会議所等、現地の日系コミュニティとも連携 ・ 現地でのネットワーク構築を支援するとともに、居住に必要な生活関連情報等を提供

<（公財）東京都中小企業振興公社 ナビゲータのご紹介>

<p>（公財）東京都中小企業 振興公社 ナビゲータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援企業のドイツ・NRW 州への拠点設立をハンズオンでサポート ・ 支援企業の目標を踏まえプラン・戦略策定を助言 ・ ドイツ・NRW 州の持つネットワークを活用し、最適な現地パートナーを紹介 ・ 現地関係機関とのネットワークを活用し、現地の専門家や民間コンサル等も紹介可能 ・ 自社の強みや魅力を訴求するための英語での PR 資料の作成を支援 ・ 現地企業とのコミュニケーションを言語面からサポート
-----------------------------------	--

(4) 経費の負担

① 東京都中小企業振興公社の支援

- ・支援企業の目標を踏まえた現地パートナーの紹介
- ・サポーター活用時の初回コンサルテーションに係る費用
- ・現地パートナーや現地企業とのコミュニケーションに必要となる通訳（現地渡航時）
- ・公社が手配したチャーター車両に係る費用（現地渡航時）
- ・企業紹介資料としてショートムービーの作成

② 支援企業の負担

- ・「東京都中小企業振興公社の支援」に記載以外のすべての経費
例/現地パートナーが提供する支援プログラムへの参加費用
例/現地渡航に伴う支援企業の渡航費、宿泊費、滞在費等一切の費用
例/サポーター活用時の費用
(初回コンサルテーションを除き、支援企業の負担となります。)

(5) 支援期間

支援決定日～令和10年3月31日（約17か月間）※最長の場合

※支援期間は支援企業の目標達成の状況等により変更を行う場合があります。

本プログラムに係るスケジュール

実施内容	期間
募集締切	令和8年7月31日（金）17:00
一次審査（書面審査）	令和8年8月上旬（予定）
二次審査（Web面接審査）※1	令和8年8月下旬（予定）
支援企業決定	令和8年8月下旬（予定）
プログラム開始	令和8年9月上旬（予定）
現地渡航※2	令和9年2月～3月頃（予定）
2年目フォローアップ	令和9年3月～令和10年3月末
プログラム終了	令和9年3月末

※1：一次審査を通過した企業に対して、外部審査員によるWeb面接審査を実施いたします。
Web面接審査日程につきましては、応募事業者へ別途お知らせします。

※2：現地渡航は約1週間程度を想定しております。

3. 応募資格

下記（１）～（１０）の条件をすべて満たす者。

- （１） 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業者（以下の表に該当する者）であること。

業種	資本金又は常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

- （２） ドイツ・NRW州への拠点設立に意欲的であり、本プログラムを通じてドイツ・NRW州への拠点設立を具体的に進める意欲のある企業であること。
- （３） 本プログラムの支援期間の最後まで完遂する意思があること。
- （４） 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- （５） ドイツ・NRW州への展開を検討中の製品・サービスは、自社開発商品・サービス・技術等である。または、他社と共同開発された自社商品・サービス・技術等であること。
- （６） ドイツ・NRW州への展開を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない。又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。
- （７） 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと。
- （８） 事業税等を滞納しておらず、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- （９） 支援企業として採択された場合、事業やサービスを説明する英語の資料を提出できること。
- （１０） 令和8年度 地域間経済交流事業アメリカ・テキサス州ハンズオンプログラムに申し込んでいないこと（同時申込はできません）。

4. 応募方法

(1) 応募の流れ



① ハンズオン支援プログラム誓約書兼申込書(以下「誓約書兼申込書」という。)(Word形式)をポータルサイトからダウンロードしてください。
URL : https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/economic_exchange/NRW.html

② 誓約書兼申込書に必要な事項を記入してください。
誓約書兼申込書のほか、下記(2)の提出書類をご準備ください。
ご提出はメールのみとなりますので、誓約書兼申込書のほか、原本が紙の書類については電子データ化(PDF等)してください。

③ 必要事項を記入の上、提出書類一式を下記事業担当までメールでお送りください。
【資料送付先】
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
地域間経済交流事業 担当
(メールアドレス) nrw-program@tokyo-kosha.or.jp (電話番号) 03-5822-7241

(2) 提出書類

No.	提出書類 ^{※1}
1	ドイツ・NRW州 ハンズオン支援プログラム誓約書兼申込書
2	会社案内やPR資料、事業概要等(様式自由) ^{※2}
3	財務諸表(法人税申告時に提出した直近3期分の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本変動計算書、個別注記表の写し) ^{※3}
4	コアとなる技術、製品、商品の説明資料、カタログ等
5	履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の登記簿謄本の写し)

※1 : ご提出頂いた書類をもって審査を実施いたします。提出後は公社が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんのでご注意ください。

※2 : 営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出してください。

※3 : 財務諸表については、追加のご提出をお願いする場合があります。なお、ご提出がない場合は、ドイツ・NRW州への進出に対応できる経営資源に関する評点ができかねますのでご注意ください。

(3) 募集締切

令和8年7月31日(金) 17:00 締切

5. 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書面審査）

応募書類に基づく書面審査を行い、二次審査の対象とする事業者を選定します。

イ 二次審査（Web 面接審査）

一次審査を通過された応募事業者に対して、Web 面接による審査を実施します。

面接日時については、令和8年8月下旬のいずれか一日を指定しますので、必ずご出席ください。面接日程については、応募事業者に対し、別途お知らせします。日時の詳細については、一次審査通過者にのみ、事務局から通知します。

なお、応募事業者による日時の指定はできません。 予めご了承ください。

(2) 審査の視点

企業選定に係る審査の視点は以下のとおりです。

詳細な内容に関するお問い合わせについては応じられませんのでご了承ください。

- ・ 拠点設立の具体性
- ・ 支援の必要性
- ・ 製品/技術の市場性
- ・ ドイツ・NRW 州との親和性
- ・ 海外展開に対する意欲（例：すでに現地ビジネスが存在している等）
- ・ ドイツ・NRW 州への進出に対応できる経営資源

(3) 審査結果通知

一次審査結果通知：令和8年8月上旬（予定）

二次審査結果通知：令和8年8月中旬～下旬（予定）

※いずれの審査結果についても、事務局から通知いたします。

選定途中のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※支援企業として決定された場合、企業名、所在地、事業内容、成果等についてポータルサイト等で公表させていただきます。

6. 留意事項

- (1) 提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出（財務諸表を含む。）を求められることがあります。
- (2) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
 - ア 応募事業者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - イ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去または現在において有している場合
 - ウ 応募内容に不備がある場合
 - エ 応募事業者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
 - オ その他、公社が適切でないと判断する場合
- (3) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、公社にて審査にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。個人情報を事前の承諾なく公社以外の第三者に提供することはありません。なお、公社の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。
- (4) 応募内容に記載された個人情報は「個人情報の取り扱いについて（個人情報保護方針）」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。詳しくは「個人情報の取り扱いについて（個人情報保護方針）」（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>）をご参照ください。
- (5) 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (6) 本プログラムの審査及び選定は公社が判断し、決定します。
- (7) 審査、選定及び承認に関して、公社が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (8) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業でなくなった場合（ただし、みなし大企業は除く）
 - イ 都内に主たる事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）中小企業でなくなった場合
 - ウ 応募内容に虚偽があった場合
 - エ 違法行為など反社会的行為が確認された場合
 - オ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
 - カ 東京都及び公社の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
 - キ 支援の継続が困難と判断した場合
 - ク その他、支援企業として不適切であると公社が判断した場合
- (9) 本事業における公社からの情報提供やアドバイス等に関して、支援企業に損害が生じても、公社はその責任を負いません。すべて支援企業の責任において、慎重にご判断をお願いいたします。
- (10) 現地渡航に係る一切の費用は選定事業者の負担となりますので、予めご了承ください。
- (11) 現地情勢等、諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、公社の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
- (12) 公社が実施するアンケートやフォローアップ調査に必ずご回答いただきます。アンケート及びフォローアップ調査は、事業の成果を補足し、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

7. 問い合わせ先

本プログラムに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

地域間経済交流事業 担当

(メールアドレス) nrw-program@tokyo-kosha.or.jp

(電話番号) 03-5822-7241